

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成27年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県規則第28号

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則の一部を改正する規則

高等学校定時制課程及び通信制課程等修学資金貸付条例施行規則（昭和50年岩手県規則第21号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(届出)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事等に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 修学資金の貸付けを受けている間において、<u>財団法人岩手育英奨学会（昭和42年7月14日に財団法人岩手育英奨学会という名称で設立された法人をいう。）</u>が行う奨学金の貸付けを受けることとなったとき。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成25年8月30日から<u>平成27年3月31日</u>までの間に第5条の規定による修学資金の貸付けの決定を受ける者に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）をいう。）」とする。</p>	<p>(届出)</p> <p>第12条 [略]</p> <p>2 借受者は、次の各号のいずれかに該当するときは、直ちにその旨を知事等に届け出なければならない。</p> <p>(1)～(10) [略]</p> <p>(11) 修学資金の貸付けを受けている間において、<u>公益財団法人岩手育英奨学会</u>が行う奨学金の貸付けを受けることとなったとき。</p> <p>3～5 [略]</p> <p>附 則</p> <p>1 [略]</p> <p>2 平成25年8月30日から<u>平成28年3月31日</u>までの間に第5条の規定による修学資金の貸付けの決定を受ける者に係る第2条第1項の規定の適用については、同項中「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準」とあるのは、「生活保護法（昭和25年法律第144号）第8条第1項の規定により厚生労働大臣が定める基準（生活保護法による保護の基準の一部を改正する件（平成25年厚生労働省告示第174号）による改正前の生活保護法による保護の基準（昭和38年厚生省告示第158号）をいう。）」とする。</p>
備考 改正部分は、下線の部分である。	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。